

業種別委員会報告第31号「特定目的会社の計算書類の様式及び監査報告書の文例」の改正について

平成 年 月 日
日本公認会計士協会

業種別監査委員会報告第31号「特定目的会社の計算書類の様式及び監査報告書の文例」（平成15年11月18日公表、平成18年10月20日最終改正）を次のとおり改正する。

公開草案	現行
<p>業種別委員会報告第31号</p> <p style="text-align: center;">特定目的会社の計算書類等の様式及び監査報告書の文例</p> <p style="text-align: right;">平成15年11月18日 改正 平成16年7月5日 改正 平成18年10月20日 最終改正 平成 年 月 日 日本公認会計士協会</p> <p>はじめに</p> <p>平成10年6月15日に「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（平成10年法律第105号。以下「旧資産流動化法」という。）が公布された。この法律は、<u>特定目的会社が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保するとともに、特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者によるこれらの証券に対する投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とするものであった。</u>また、同年8月31日には、「特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」（以下「旧計算書類規則」という。）及び「特定目的会社の監査報告書に関する規則」（以下「監査報告書規則」という。）が公布され、併せて平成10年9月1日から施行された。</p> <p>この旧資産流動化法は、平成12年5月31日に公布された「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」（平成12年法律第97号。以下「平成12年改正法」という。）により大幅に改正され、法律の名称も「資産の流動化に関する法律」（以下この「はじめに」において「資産流動化法」という。）に変更された。平成12年改正法の附則第2条第1項では、平成12年改正法が施行された平成12年11月30日前に成立した旧資産流動化法に規定する特定目的会社（以下「旧特定目的会社」という。）に関しては、<u>資産流動化法の規定は適用せず、旧資産流動化法の規定がなお効力を有するものとされていた。</u>そこで、その後は、特定目的会社には、資産流動化法に規定する特定目的会社と旧特定目的会社の2種類が並存することになった。</p> <p>平成17年7月26日の会社法の公布に併せて「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年7月26日法律第87号。以下「会社法整備法」という。）が公布され、同法により資産流動化法が改正さ</p>	<p>業種別委員会報告第31号</p> <p style="text-align: center;">特定目的会社の計算書類等の様式及び監査報告書の文例</p> <p style="text-align: right;">平成15年11月18日 改正 平成16年7月5日 最終改正 平成18年10月20日 日本公認会計士協会</p> <p>はじめに</p> <p><u>特定目的会社が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保するとともに、特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資者によるこれらの証券に対する投資を容易にし、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする法律として、平成10年6月15日に「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（平成10年法律第105号。以下「旧資産流動化法」という。）が公布された。また、同年8月31日には、「特定目的会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」（以下「旧計算書類規則」という。）及び「特定目的会社の監査報告書に関する規則」（以下「監査報告書規則」という。）が公布され、併せて平成10年9月1日から施行された。</u></p> <p>この旧資産流動化法は、平成12年5月31日に公布された「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」（平成12年法律第97号。以下「平成12年改正法」という。）により大幅に改正され、法律の名称も「資産の流動化に関する法律」（以下この「はじめに」において「資産流動化法」という。）に変更された。平成12年改正法の附則第2条第1項では、平成12年改正法が施行された平成12年11月30日前に成立した旧資産流動化法に規定する特定目的会社（以下「旧特定目的会社」という。）に関しては、<u>資産流動化法の規定は適用せず、旧資産流動化法の規定がなお効力を有するものとされていたため、その後、特定目的会社には、資産流動化法に規定する特定目的会社と旧特定目的会社の2種類が並存することになった。</u></p> <p>平成17年7月26日の会社法の公布に併せて「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年7月26日法律第87号。以下「会社法整備法」という。）が公布され、同法により資産流動化法が改正さ</p>

公開草案	現行																
<p>れた（以下この改正後の資産流動化法をこの「はじめに」において「整備後資産流動化法」といい、以降では「法」という。）。</p> <p>また、この改正に伴い、旧計算書類規則及び監査報告書規則の全部が改正され規則の名称がそれぞれ「特定目的会社の計算に関する規則」（平成18年4月20日内閣府令第44号。以下「計算規則」という。）及び「特定目的会社の監査に関する規則」（平成18年4月20日内閣府令第45号。以下「監査規則」という。）と改められて施行された。なお、<u>会社法整備法第228条により旧資産流動化法が廃止され、旧特定目的会社は整備後資産流動化法の特定目的会社として存続する（会社法整備法第229条）こととされるときともに、会社法整備法第230条に定める特例旧特定目的会社には、独自の規定が適用されることになっている。既に特例旧特定目的会社の数は僅少となったため、本報告の対象とはしていないが、旧特定目的会社に関しては上の点で留意を要する。</u></p> <p>計算規則の改正により、特定目的会社においては、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表（以下「計算書類」という。）並びに事業報告、利益処分案及び附属明細書（以下本報告において「計算書類等」という。）を作成することとなり、このうち、計算書類及びその附属明細書が、原則として会計監査の対象とされた（整備後資産流動化法第102条第5項）。</p> <p>本報告は、実務上の便宜を考慮して、<u>その後の金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）、信託法（平成18年12月15日法律第108号）及び公認会計士法（昭和23年7月6日法律第103号）等関連法令の改正を反映し、計算規則に従った計算書類、事業報告、利益処分案及び附属明細書のひな型の一例を示すとともに、併せて会計監査人の監査報告書の文例を示し、実務の参考に供するものである。</u></p>	<p>れた（以下この改正後の資産流動化法をこの「はじめに」において「整備後資産流動化法」といい、以降では「法」という。）。</p> <p>また、この改正に伴い、旧計算書類規則及び監査報告書規則の全部が改正され規則の名称がそれぞれ「特定目的会社の計算に関する規則」（平成18年4月20日内閣府令第44号。以下「計算規則」という。）及び「特定目的会社の監査に関する規則」（平成18年4月20日内閣府令第45号。以下「監査規則」という。）と改められて施行された。</p> <p>計算規則の改正により、特定目的会社においては、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表（以下「計算書類」という。）並びに事業報告、利益処分案及び附属明細書（以下本報告において「計算書類等」という。）を作成することとなり、このうち、計算書類及びその附属明細書が、原則として会計監査の対象とされた（整備後資産流動化法第102条第5項）。</p> <p>本報告は、実務上の便宜を考慮して、計算規則に従った計算書類、事業報告、利益処分案及び附属明細書のひな型の一例を示すとともに、併せて会計監査人の監査報告書の文例を示し、実務の参考に供するものである。</p> <p><u>なお、会社法整備法第228条により旧資産流動化法が廃止され、旧特定目的会社は整備後資産流動化法の特定目的会社として存続する（会社法整備法第229条）こととされるときともに、会社法整備法第230条に定める特例旧特定目的会社には、独自の規定が適用されることになった。このため、旧特定目的会社に関する業種別監査委員会報告第12号「旧資産流動化法に規定する特定目的会社の計算書類の様式及び監査報告書の文例」を平成18年10月20日付けで廃止するとともに、本報告において、特例旧特定目的会社の計算書類等の作成に関する留意事項を記載上の注意として示している。</u></p>																
<p>計算書類等の様式</p> <p>事業報告（記載例）</p> <p>1. から 4. （省 略）</p> <p>5. 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の氏名又は名称（省 略）</p> <p>(2) 当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額</p> <table border="1" data-bbox="320 1638 1225 1864"> <tr> <td colspan="2">当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額</td> </tr> <tr> <td>公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額</td> <td>××円</td> </tr> <tr> <td>公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額</td> <td>××円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>××円</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意）</p>	当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	××円	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	××円	合 計	××円	<p>計算書類等の様式</p> <p>事業報告（記載例）</p> <p>1. から 4. （省 略）</p> <p>5. 会計監査人に関する事項</p> <p>(1) 会計監査人の氏名又は名称（省 略）</p> <p>(2) 当該事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額</p> <table border="1" data-bbox="1614 1638 2519 1864"> <tr> <td colspan="2">当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額</td> </tr> <tr> <td>公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額</td> <td>××円</td> </tr> <tr> <td>公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額</td> <td>××円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>××円</td> </tr> </table> <p>（記載上の注意）</p>	当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額		公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	××円	公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	××円	合 計	××円
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額																	
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	××円																
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	××円																
合 計	××円																
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額																	
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	××円																
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	××円																
合 計	××円																

公開草案	現行																												
<p>1. から 3. (省 略)</p> <p>4. 資産の流動化に関する法律上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分していない場合で、かつ、実質的にも区分できない場合には、これらの合計額をそのまま記載する。この場合には、その旨を脚注することが望ましい。</p> <p>(3)から(7) (省 略)</p> <p>貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表のひな型</p> <p>1. から 3. (省 略)</p> <p>4. 注記表 (ひな型)</p> <p>【継続企業の前提に関する注記】 (省 略)</p> <p>【重要な会計方針に係る事項に関する注記】 (省 略)</p> <p>【貸借対照表に関する注記】 (省 略)</p> <p>【損益計算書に関する注記】 (省 略)</p> <p>【社員資本等変動計算書に関する注記】 (省 略)</p> <p>【税効果会計に関する注記】 (省 略)</p> <p>【リースにより使用する固定資産に関する注記】 (省 略)</p> <p>【関係当事者との取引に関する注記】</p> <p>1. 支配社員 (省 略)</p> <p>2. 役員</p> <table border="1" data-bbox="296 1186 1261 1323"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>議決権等の所有割合</th> <th>関係内容</th> <th>取引の内容</th> <th>取引金額</th> <th>科目</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">%</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 取引条件及び取引条件の決定方針 (省 略)</p> <p>(2) 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. から 3. (省 略)</p> <p>4. 「関係当事者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)から(3) (省 略)</p> <p>(4) 当該特定目的会社の主要社員 (自己又は他人の名義をもって当該特定目的会社の総特定社員又は総社員の議決権の総口数の100分の10以上の議決権 (次に掲げる特定出資又は優先出資に係る議決権を除く。) を保有している特定社員又は優先出資社員をいう。) 及びその近親者</p>	氏名	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高		%			円		円	<p>1. から 3. (省 略)</p> <p>4. 資産の流動化に関する法律上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と証券取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分していない場合で、かつ、実質的にも区分できない場合には、これらの合計額をそのまま記載する。この場合には、その旨を脚注することが望ましい。</p> <p>(3)から(7) (省 略)</p> <p>貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表のひな型</p> <p>1. から 3. (省 略)</p> <p>4. 注記表 (ひな型)</p> <p>【継続企業の前提に関する注記】 (省 略)</p> <p>【重要な会計方針に係る事項に関する注記】 (省 略)</p> <p>【貸借対照表に関する注記】 (省 略)</p> <p>【損益計算書に関する注記】 (省 略)</p> <p>【社員資本等変動計算書に関する注記】 (省 略)</p> <p>【税効果会計に関する注記】 (省 略)</p> <p>【リースにより使用する固定資産に関する注記】 (省 略)</p> <p>【関係当事者との取引に関する注記】</p> <p>1. 支配社員 (省 略)</p> <p>2. 役員</p> <table border="1" data-bbox="1587 1186 2552 1323"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>議決権等の所有割合</th> <th>関係内容</th> <th>取引の内容</th> <th>取引金額</th> <th>科目</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">%</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> <td></td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 取引条件及び取引条件の決定方針 (省 略)</p> <p>(2) 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. から 3. (省 略)</p> <p>4. 「関係当事者」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1)から(3) (省 略)</p> <p>(4) 当該特定目的会社の主要社員 (自己又は他人の名義をもって当該特定目的会社の総特定社員又は総社員の議決権の総口数の100分の10以上の議決権 (次に掲げる特定出資又は優先出資に係る議決権を除く。) を保有している特定社員又は優先出資社員をいう。) 及びその近親者</p>	氏名	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高		%			円		円
氏名	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高																							
	%			円		円																							
氏名	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高																							
	%			円		円																							

公開草案	現行																																																																
<p>信託業を営む者が信託財産として所有する特定出資又は優先出資 金融商品取引業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した優先出資 金融商品取引法第156条の24第1項に規定する業務を営む者がその業務として所有する優先出資 (5)から(7)(省略)</p> <p>【一口当たり情報に関する注記】(省略) 【重要な後発事象に関する注記】(省略) 【その他の注記】(省略)</p> <p>4. 利益処分案等(ひな型)(省略)</p> <p>附属明細書(ひな型)</p> <p>(記載上の注意) 1. から3. (省略)</p> <p>1. 特定社債、特定約束手形、特定目的借入れ、特定目的借入れ以外の長期借入金及び短期借入金の増減 (1)及び(2)(省略) (3) 借入金の増減 特定目的借入金の増減(省略) 特定目的借入金以外の借入金の増減 長期借入金の増減</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>借入先</th> <th>期首残高</th> <th>当期増加額</th> <th>当期減少額</th> <th>期末残高 (うち1年以内返済予定額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()</td> </tr> </tbody> </table> <p>短期借入金の増減</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>借入先</th> <th>期首残高</th> <th>期末残高</th> <th>当期増減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高 (うち1年以内返済予定額)					()					()	計				()	借入先	期首残高	期末残高	当期増減額									<p>信託業を営む者が信託財産として所有する特定出資又は優先出資 証券業を営む者が引受け又は売出しを行う業務により取得した優先出資 証券取引法第156条の24第1項に規定する業務を営む者がその業務として所有する優先出資 (5)から(7)(省略)</p> <p>【一口当たり情報に関する注記】(省略) 【重要な後発事象に関する注記】(省略) 【その他の注記】(省略)</p> <p>4. 利益処分案等(ひな型)(省略)</p> <p>附属明細書(ひな型)</p> <p>(記載上の注意) 1. から3. (省略)</p> <p>1. 特定社債、特定約束手形、特定目的借入れ、特定目的借入れ以外の長期借入金及び短期借入金の増減 (1)及び(2)(省略) (3) 借入金の増減 特定目的借入金の増減(省略) 特定目的借入金以外の借入金の増減 長期借入金の増減</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>借入先</th> <th>期首残高</th> <th>当期増加額</th> <th>当期減少額</th> <th>期末残高 (うち1年以内返済予定額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>()</td> </tr> </tbody> </table> <p>短期借入金の増減</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>借入先</th> <th>期首残高</th> <th>期末残高</th> <th>当期増減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高 (うち1年以内返済予定額)					()					()	計				()	借入先	期首残高	期末残高	当期増減額								
借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高 (うち1年以内返済予定額)																																																													
				()																																																													
				()																																																													
計				()																																																													
借入先	期首残高	期末残高	当期増減額																																																														
借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高 (うち1年以内返済予定額)																																																													
				()																																																													
				()																																																													
計				()																																																													
借入先	期首残高	期末残高	当期増減額																																																														

公開草案

1年以内返済予定 長期借入金			
計			

(記載上の注意)

1. から 3. (省 略)

(削 除)

2. その他の資産の部における固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細 (省 略)

3. 特定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(1) 帳簿価額による記載 (省 略)

(2) 取得原価による記載

特定資産 の 種 類	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	期末減価償却累計 額又は償却累計額	当 期 償 却 額	差引期末 帳簿価額
計							

(記載上の注意)

1. から 3. (省 略)

4. 特定資産の期末帳簿価額に重要性がない場合、又は特定資産の当期増加額及び当期減少額に重要性がない場合には、(1)における「期首帳簿価額」又は(2)における「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の各欄の記載を省略した様式により作成することができる。この場合には、その旨を脚注する。

5. (省 略)

6. 企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」(平成18年7月5日 企業会計基準委員会)に基づき、収益性の低下に基づく簿価切下げにより費用計上がなされた場合には、当期の収益性の低下による簿価切下額(前期に計上した簿価切下額を戻し入れる場合には、当該戻入額相殺後の額)を「当期減少額」又は「当期増加額」の欄に記載し、その内容を脚注することが望ましい。

7. 災害による廃棄、滅失等の特殊な理由による重要な増減があった場合には、その理由並びに当該特定資産の種類等の具体的な内容及び金額を脚注する。

8. 上記7以外の重要な増減については、その特定資産の種類等の具体的な内容及び金額を脚注する。

9. 貸借対照表上、特定資産が信託受益権であり、信託勘定における資産と負債を純額で表示している場合(受入保証金、借入金、前受金等を相殺している場合)は、その内容及び金額を脚

現行

1年以内返済予定 長期借入金			
計			

(記載上の注意)

1. から 3. (省 略)

4. 特例旧特定目的会社においては、特定目的借入れの制度がないため、表題は「特定社債、特定約束手形、長期借入金及び短期借入金の増減」とする。

2. その他の資産の部における固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細 (省 略)

3. 特定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細

(1) 帳簿価額による記載 (省 略)

(2) 取得原価による記載

特定資産 の 種 類	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高	期末減価償却累計 額又は償却累計額	当 期 償 却 額	差引期末 帳簿価額
計							

(記載上の注意)

1. から 3. (省 略)

4. 有形固定資産若しくは無形固定資産の期末帳簿価額に重要性がない場合、又は有形固定資産若しくは無形固定資産の当期増加額及び当期減少額に重要性がない場合には、(1)における「期首帳簿価額」又は(2)における「期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の各欄の記載を省略した様式により作成することができる。この場合には、その旨を脚注する。

5. (省 略)

(新 設)

6. 災害による廃棄、滅失等の特殊な理由による重要な増減があった場合には、その理由並びに設備等の具体的な内容及び金額を脚注する。

7. 上記6以外の重要な増減については、その設備等の具体的な内容及び金額を脚注する。

8. 貸借対照表上、特定資産が信託受益権であり、信託勘定における資産と負債を純額で表示している場合(受入保証金、借入金、前受金等を相殺している場合)は、その内容及び金額を脚

公開草案

注することが望ましい。

4. 及び5. (省 略)

6. 特定目的会社を取得し、又は所有している他の会社、特定目的会社その他の法人の発行済株式又は出資の持分の明細

種 類	銘 柄	期末出資残高		議決権に占める割合
		株 数	帳簿価額	

(記載上の注意)

1. 及び2. (省 略)

(削 除)

7. から9. (省 略)

計算書類に関する監査報告書

1. 無限定適正意見

「資産の流動化に関する法律」に規定する特定目的会社における無限定適正意見の監査報告書の文例(無限責任監査法人の場合で、指定証明であるとき)は、以下のとおりである。

独立監査人の監査報告書		平成×年×月×日	
特定目的会社			
取締役	殿		
	監 査 法 人		
	指 定 社 員	公認会計士	印
	業 務 執 行 社 員		
	指 定 社 員	公認会計士	印
	業 務 執 行 社 員		
(注1)			
当監査法人(注2)は、「資産の流動化に関する法律」第102条第5項第1号の規定に基づき、特定目的会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表(注3)並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人(注2)の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。			

現行

注することが望ましい。

4. 及び5. (省 略)

6. 特定目的会社を取得し、又は所有している他の会社、特定目的会社その他の法人の発行済株式又は出資の持分の明細

種 類	銘 柄	期末出資残高		議決権に占める割合
		株 数	帳簿価額	

(記載上の注意)

1. 及び2. (省 略)

3. 特例旧特定目的会社は記載を要しない。

7. から9. (省 略)

計算書類に関する監査報告書

1. 無限定適正意見

「資産の流動化に関する法律」に規定する特定目的会社における無限定適正意見の監査報告書の文例(指定証明の場合)は、以下のとおりである。

独立監査人の監査報告書		平成×年×月×日	
特定目的会社			
取締役	殿		
	監 査 法 人		
	指 定 社 員	公認会計士	印
	業 務 執 行 社 員		
	指 定 社 員	公認会計士	印
	業 務 執 行 社 員		
(注1)			
当監査法人(注2)は、「資産の流動化に関する法律」第102条第5項第1号の規定に基づき、特定目的会社の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人(注2)の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。			

公開草案

当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注2）に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人（注2）は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人（注2）は、上記の計算書類及びその附属明細書が法令、資産流動化計画及び定款に従い、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

特定目的会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 会計監査人が無限責任監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

監 査 法 人
代 表 社 員 公認会計士 印
業 務 執 行 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 印

 会計監査人が有限責任監査法人の場合は、以下とする。

有 限 責 任 監 査 法 人
指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 印
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 印
業 務 執 行 社 員

 会計監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

公 認 会 計 士 事 務 所
公 認 会 計 士 印
公 認 会 計 士 事 務 所
公 認 会 計 士 印

（注2）会計監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

（注3） 計算規則第20条第3項の規定に基づき、注記表と題する計算書類を作成していない場合には、「計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書及び注記表並びにその附属明細書」を「計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び社員資本等変動計算書並びにその附属明細書」とする。

（ 削 除 ）

現行

当監査法人（注2）は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人（注2）に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人（注2）は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人（注2）は、上記の計算書類及びその附属明細書が法令、資産流動化計画及び定款に従い、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認める。

特定目的会社と当監査法人又は業務執行社員（注2）の間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

 （注3）

以 上

（注1）会計監査人が監査法人の場合で、指定証明でないときには、以下とする。

監 査 法 人
代 表 社 員 公認会計士 印
業 務 執 行 社 員
業 務 執 行 社 員 公認会計士 印

（ 新 設 ）

 また、会計監査人が公認会計士の場合には、以下とする。

公 認 会 計 士 事 務 所
公 認 会 計 士 印
公 認 会 計 士 事 務 所
公 認 会 計 士 印

（注2）会計監査人が公認会計士の場合には、「私」又は「私たち」とする。

（ 新 設 ）

 （注3）公認会計士法第25条第2項に規定する証明書に明示しなければならない事項として、公認会

公開草案	現行
<p>2. 意見に関する除外</p> <p>監査報告書の意見については、監査規則第9条第2項によれば、無限定適正意見、除外事項を付した限定付適正意見、不適正意見とされている。意見に関する除外がある場合の監査報告書の具体的な取扱いについては、金融商品取引法監査における監査報告書と基本的に同じと考えられ、<u>金融商品取引法監査</u>における監査報告書の取扱い（「監査・保証実務委員会報告第75号「監査報告書作成に関する実務指針」 <u>金融商品取引法監査における監査報告書</u>」の取扱いをいう。）に準ずるものとする。なお、監査の対象、実施した監査の概要については無限定適正意見の監査報告書文例と同じものを記載する。</p> <p>（除外事項を付した限定付適正意見の文例）</p> <div data-bbox="296 961 1285 1035" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">（省 略）</div> <p>（不適正意見の文例）</p> <div data-bbox="296 1129 1285 1203" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">（省 略）</div> <p>3. 監査範囲の制約</p> <p>監査範囲の制約により、重要な監査手続を実施できなかった場合には、その重要性を勘案し、除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は意見を表明しないことになる。具体的な取扱いについては、<u>金融商品取引法監査</u>における監査報告書と基本的に同じと考えられ、<u>金融商品取引法監査</u>における監査報告書の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>4. 会計監査人が、会計監査報告の内容を監査規則第11条第1項各号に規定する日までに、特定監査役（監査規則第7条第4項）及び特定取締役（監査規則第7条第3項）に通知しなかった場合の取扱い（省 略）</p> <p>5. 継続企業の前提</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>(1) 特定目的会社の監査における監査上の判断の枠組み（省 略）</p> <p>(2) 計算書類における継続企業の前提に関する開示と無限定適正意見 継続企業の前提に関する開示は、計算書類において行われる。</p>	<p>計士等に係る利害関係に関する内閣府令第8条第3号に規定する「当該公認会計士又は当該監査法人が被監査会社等（法第24条の2に規定する大会社等に限る。）から法第2条第2項の業務（第5条各号に掲げる業務を除く。）により継続的な報酬を受けている場合」に該当するときは、<u>重要性がないと認められる場合を除いて次の記載を行う。</u></p> <div data-bbox="1662 384 2680 495" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">当監査法人は、会社に対し、監査証明との同時提供が認められる公認会計士法第2条第2項の業務を継続的に行っている。</p> </div> <p>（*）監査人が公認会計士の場合には、「当監査法人」を「私」又は「私たち」とする。</p> <p>2. 意見に関する除外</p> <p>監査報告書の意見については、監査規則第9条第2項によれば、無限定適正意見、除外事項を付した限定付適正意見、不適正意見とされている。意見に関する除外がある場合の監査報告書の具体的な取扱いについては、<u>証券取引法監査</u>における監査報告書と基本的に同じと考えられ、<u>証券取引法監査</u>における監査報告書の取扱い（「監査・保証実務委員会報告第75号「監査報告書作成に関する実務指針」 <u>証券取引法監査における監査報告書</u>」の取扱いをいう。）に準ずるものとする。なお、監査の対象、実施した監査の概要については無限定適正意見の監査報告書文例と同じものを記載する。</p> <p>（除外事項を付した限定付適正意見の文例）</p> <div data-bbox="1590 961 2579 1035" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">（省 略）</div> <p>（不適正意見の文例）</p> <div data-bbox="1590 1129 2579 1203" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">（省 略）</div> <p>3. 監査範囲の制約</p> <p>監査範囲の制約により、重要な監査手続を実施できなかった場合には、その重要性を勘案し、除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は意見を表明しないことになる。具体的な取扱いについては、<u>証券取引法監査</u>における監査報告書と基本的に同じと考えられ、<u>証券取引法監査</u>における監査報告書の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>4. 会計監査人が、会計監査報告の内容を監査規則第11条第1項各号に規定する日までに、特定監査役（監査規則第7条第4項）及び特定取締役（監査規則第7条第3項）に通知しなかった場合の取扱い（省 略）</p> <p>5. 継続企業の前提</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>(1) 特定目的会社の監査における監査上の判断の枠組み（省 略）</p> <p>(2) 計算書類における継続企業の前提に関する開示と無限定適正意見 継続企業の前提に関する開示は、計算書類において行われる。</p>

公開草案	現行
<p>会計監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であり、かつ、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に係る情報の開示が適切であると判断したときには無限定適正意見を表明する。その場合には、計算書類における当該事象又は状況の開示について注意を喚起するため、監査報告書に追記情報を記載することが必要になる。</p> <p>なお、継続企業の前提に関する追記情報は、<u>金融商品取引法</u>監査における監査報告書と基本的に同じと考えられ、<u>金融商品取引法</u>監査における監査報告書の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>(3) 意見に関する除外</p> <p>会計監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、その重要な疑義に係る事項が計算書類に適切に記載されていないと判断した場合には、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は、不適正意見を表明しその理由を監査報告書に記載する。なお、当該不適正意見を付すかどうかの重要性の判断基準は、<u>金融商品取引法</u>監査で適用される継続企業の前提に関する開示の重要性の判断基準と同一である。</p> <p>(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせている事象又は状況があるにもかかわらず、その疑義を抱かせる事象又は状況に対する経営計画等の開示が不足しており、その内容の計算書類に与える影響を勘案し不適正意見を表明する場合の文例)</p> <div data-bbox="296 976 1276 1045" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(省 略)</div> <p>(4) 監査範囲の制約(省 略)</p> <p>(継続企業の前提に重要な疑義が認められ、当該疑義を解消するための経営計画等が提示されず、重要な監査手続を実施できないことから、意見を表明しない場合の文例)</p> <div data-bbox="296 1281 1276 1350" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(省 略)</div> <p>6. 追記情報</p> <p>(1) 追記情報の記載対象</p> <p>監査規則第9条第2項において追記情報として記載されている事項のうち、継続企業の前提に係る事項については5に定めるとおりである。また、これ以外<u>の</u>事項については、<u>金融商品取引法</u>監査における監査報告書に準じた取扱いとなる。</p> <p>(2) 監査報告書における記載箇所(省 略)</p> <p>7. 過年度事項について(省 略)</p> <p>適用(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>会計監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であり、かつ、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に係る情報の開示が適切であると判断したときには無限定適正意見を表明する。その場合には、計算書類における当該事象又は状況の開示について注意を喚起するため、監査報告書に追記情報を記載することが必要になる。</p> <p>なお、継続企業の前提に関する追記情報は、<u>証券取引法</u>監査における監査報告書と基本的に同じと考えられ、<u>証券取引法</u>監査における監査報告書の取扱いに準ずるものとする。</p> <p>(3) 意見に関する除外</p> <p>会計監査人は、継続企業の前提に重要な疑義が認められるときに、その重要な疑義に係る事項が計算書類に適切に記載されていないと判断した場合には、当該不適切な記載についての除外事項を付した限定付適正意見を表明するか、又は、不適正意見を表明しその理由を監査報告書に記載する。なお、当該不適正意見を付すかどうかの重要性の判断基準は、<u>証券取引法</u>監査で適用される継続企業の前提に関する開示の重要性の判断基準と同一である。</p> <p>(継続企業の前提に重要な疑義を抱かせている事象又は状況があるにもかかわらず、その疑義を抱かせる事象又は状況に対する経営計画等の開示が不足しており、その内容の計算書類に与える影響を勘案し不適正意見を表明する場合の文例)</p> <div data-bbox="1587 976 2567 1045" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(省 略)</div> <p>(4) 監査範囲の制約(省 略)</p> <p>(継続企業の前提に重要な疑義が認められ、当該疑義を解消するための経営計画等が提示されず、重要な監査手続を実施できないことから、意見を表明しない場合の文例)</p> <div data-bbox="1587 1281 2567 1350" style="border: 1px solid black; text-align: center; padding: 5px;">(省 略)</div> <p>6. 追記情報</p> <p>(1) 追記情報の記載対象</p> <p>監査規則第9条第2項において追記情報として記載されている事項のうち、継続企業の前提に係る事項については5に定めるとおりである。また、これ以外<u>に</u>事項については、<u>証券取引法</u>監査における監査報告書に準じた取扱いとなる。</p> <p>(2) 監査報告書における記載箇所(省 略)</p> <p>7. 過年度事項について(省 略)</p> <p>適用(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

公開草案								現行									
【参考資料】 (注) 特定目的会社の計算書類等及び監査報告 (会計監査人設置会社)								【参考資料】 (注) 特定目的会社の計算書類等及び監査報告 (会計監査人設置会社)									
	召集通知添付 (法(*1)第103条第1項)	総会提出 (法第104条第1項)	総会承認(*2) (法第104条第2項)	会計監査人 監査対象(*3)	監査役 監査対象(*4)	公告 (法第104条第5項)(*5)	備置(*6) (法第105条第1項、2項)										
貸借対照表						(*7)											
損益計算書						(*7)											
社員資本等変動計算書																	
注記表																	
事業報告			内容報告のみ														
利益処分案 又は損失処理案																	
附属明細書																	
計算書類の附属明細書																	
事業報告の附属明細書																	
監査報告																	
会計監査人監査報告							(*8)										
(*1) 資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)を「法」としている。 (*2)から(*8)(省略)								(*1) 流動化法を「法」としている。 (*2)から(*8)(省略)									

適用

「業種別監査委員会報告第31号「特定目的会社の計算書類の様式及び監査報告書の文例」の改正について」(平成 年 月 日)については、平成 年 月 日から適用する。

以上